

国家工商行政管理総局内部機構の職能配置及び人員編成規定

(国務院弁公庁 2001 年 8 月 7 日公布)

「国務院の国家工商行政管理局、新聞出版署、国家質量技術監督局、国家出入境検
験検疫局の機関調整に関する通知」(国発〔2001〕13号)に基づき、国家工商行政管
理局を中華人民共和国国家工商行政管理総局とし、部級に昇格する。国家工商行政管
理総局は、市場の監督管理及び関連の行政法執行業務を主管する国務院の直属機関で
ある。

一、職能調整

これまで国家質量技術監督局が担っていた流通分野における商品の品質監督管理に
関する職能を、国家工商行政管理総局の職能とする。

二、主な職責

以上の職能調整に基づき、国家工商行政管理総局の主な職責は以下のとおりとなる。

(一) 工商行政管理の方針、政策を研究・制定し、関連の法律や法規の草案を起草し、
工商行政管理規則を制定、発布する。

(二) 法により、各種企業(外商投資企業を含む)や経営活動に従事する機構、個人
及び外国(地域)企業の常駐代表機構の登録を管理し、登録機構の名称審査、関連証
明書の審査、許可、交付を行うとともに、監督管理を実行する。

(三) 法により、市場競争行為を監督し、独占や不公正競争、密輸、連鎖販売取引、
無限連鎖講といった違法な経済行為を調査・処分する。

(四)法により、市場取引を監督し、流通分野の商品品質を監督し、偽造などの違法行為を調査・処分し、経営者と消費者の合法的な権益を保護する。

(五)法により、各種の市場経営秩序に対して管理と監督を実施する。

(六)法により、ブローカーやブローカー機関を監督管理する。

(七)法により、契約の行政監督管理を実施し、動産抵当登記を管理し、競売行為を監督管理し、契約詐欺といった違法行為を調査・処分する。

(八)法により、広告に対して監督管理を行い、違法行為を調査・処分する。

(九)商標登録と商標管理を担当し、商標専用権を保護し、商標の権利侵害行為を調査処分し、著名商標の認証と保護を強化する。

(十)法により、個人経営企業や共同経営企業、私営企業の経営行為を監督管理する。

(十一)全国の工商行政管理業務を指導する。

(十二)工商行政管理分野の国際協力と交流を行う。

(十三)国務院が任せたその他の事項を請け負う。

三、内部組織

上述の職責に基づき、国家工商行政管理総局に 11 の職能司（局）を設ける。

(一) 弁公庁

局の指導幹部の日常業務処理に協力し、重要な文書の起草とファイルの保存、プレス発表、安全機密保持、投書・陳情、機密管理、情報管理、会議の手配を担当する。総合的な調査研究を担当するとともに、局全体の調査研究を調整する。宣伝計画を制定、

実施する。局の財務と国有資産の管理を担当する。関連部門の統計と財務業務を指導し、直属機関の会計検査監督を実施する。

(二)法規司

工商行政管理の立法計画を研究・制定し、工商行政管理の規則制度の制定や調整、発表を組織し、請け負う。工商行政の法執行の監督や公聴を実施し、行政不服申立や応訴、賠償に関する業務を請け負い、または参加する。法制をめぐる広報と研修を組織し、関連部門の法制業務を指導する。

(三)公平交易局（マルチ商法撲滅弁公室）

独占禁止と不公正競争防止の規則制度や具体的な措置・方法を研究・制定し、実施を組織する。市場取引における独占や不公正競争、密輸、連鎖販売取引、無限連鎖講、及びその他の経済的な違法事件の調査・処分を行う。

(四)消費者權益保護局

消費者權益保護の規則制度や具体的な措置・方法を研究・制定し、実施する。消費者の合法的な權益を侵害する事件の調査・処分を行う。流通分野の商品の品質を監督し、偽造などの違法行為を調査・処分する。

(五)市場規範管理司

市場秩序を規範化する規則制度や具体的な措置・方法を研究・制定する。法により各種の市場の経営秩序の規範管理を行い、契約の行政監督管理を実施し、動産抵当登記を管理し、競売行為を監督管理し、契約詐欺などの違法行為を調査・処分する。市場に対する専門取締活動について指導を行う。

(六)企業登記局

企業登録に関する規則制度および具体的な措置・方法を研究・制定する。企業登録を管理し、登録企業の名称審査、管轄範囲内の企業やその他経営機関の許可証の審査・許可・発行を行い、その登録行為を監督・検査する。工商行政管理部門の企業登録及び監督管理業務を指導する。

(七)外商投資企業登記局

外商投資企業の登録に関する規則制度や具体的な措置・方法を研究・制定する。外商投資企業と外国（地域）企業の常駐代表機関の登録を管理し、登録企業の名称の審査、管轄範囲内の外商投資企業と外国（地域）企業の常駐代表機構の許可証に対する審査、許可、発行を行い、その登録行為を監督・検査する。工商行政管理部門の外商投資企業の登録と監督管理業務を指導する。

(八)広告監督管理局

広告の監督管理の規則制度と具体的な措置・方法を研究・制定する。広告活動に対する監督管理を実施し、法により虚偽の広告の調査処分を実施する。広告審査機関と広告業界組織の業務を指導する。

(九)個人経営・私営経済監督管理司

個人や私営経済の発展と管理状況を調査・研究し、個人や私営経済を監督管理する規則制度や具体的な措置・方法を研究・制定する。個人経営企業や共同経営企業、私営企業に対する登録と監督管理を指導する。個人労働者協会、私営企業協会の業務を指導する。

(十) 人事教育司

局と直属機関の人事や組織編成の管理を担当する。局の党組織が地方の党委員会とともに省（自治区、直轄市）の工商行政管理部門の幹部層に対して二重管理の職責を行使することに協力する。工商行政管理部門の教育研修計画を研究・制定し、実施する。奨励業務を実施する。工商行政管理部門の組織構築とメンバーのレベルアップを指導する。

(十一) 外事司

工商行政管理分野における国際交流と協力を実施し、国外の知力導入を実施する。対外研修活動を担当する。局の対外業務を担当する。

機関党委員会。局機関及び北京の直属機関の党と大衆との間の業務を請け負う。

四、人員編成

国家工商行政管理総局の機関行政編成は 272 名である。うち、局長は 1 名、副局長は 4 名、司局級の指導者数（機関党委員会専任副書記を含む）は 35 名である。

国家工商行政管理総局離職・退職幹部弁公室の人員編成及び指導職数に変更はない。

五、その他事項

(一) 国務院の決定に基づき、国家工商行政管理総局と国家質量監督検閲検疫総局は、品質監督分野の職責を以下のとおり分担する。国家工商行政管理総局は流通分野における商品の品質をめぐる監督管理を担当し、国家質量監督検閲検疫総局は生産分野における製品の品質の監督管理を担当する。国家工商行政管理総局が流通分野における商品の品質監督管理過程で摘発した、生産段階における製品の品質問題については、

国家質量監督検験検疫総局に移送する。国家工商行政管理総局には新たな検査測定機構を設けない。上述の分担に基づき、両機関は密接に協力し、同一問題に対する再検査、重複処理を行ってはならない。

(二) 国家工商行政管理総局商標局は事業編成を使用し、商標登録及び管理監督などの行政職能を請け負う。幹部管理方法に変更はない。

(三) 国家工商行政管理総局商標審査委員会は商標をめぐる争議事項の処理を担当する。